

平成 22 年 5 月 18 日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007～2009

課題番号：19730042

研究課題名 (和文) 年金制度における個人化と老齡のリスクの変容

研究課題名 (英文) Individualizations in pension system and changes of old age risk

研究代表者

嵩 さやか (DAKE SAYAKA)

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：00302646

研究成果の概要 (和文)：近年フランスの公的年金制度でみられる「個人化」の動きに着目し、それが年金制度に与える規範的影響を分析した。具体的には、フランスの年金制度では、第一に、年金制度が「集団における連帯」のための制度から「個人の中での所得再分配」のための制度へと変容しつつあること、第二に、「個人化」の動きが年金制度における老齡のリスクの意義に変化をもたらしていること、第三に、「個人化」の動きが年金制度の「脱連帯化」をもたらしていること、を明らかにした。

研究成果の概要 (英文)：This research program analyzed normative impacts of the individualizations of French pension system to clarify following points：first, the individualizations transform the pension system from a system for collective solidarity into a system for individual redistribution；second, the individualizations metamorphose the meaning of old age risk；and thirdly, the individualizations may dissolve the solidarity in the pension system.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000	0	900,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	360,000	2,460,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：年金、社会保険、リスク、フランス、老齡、連帯、個人化

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者はこれまで、主にイギリス・フランスにおける年金制度の発展過程を追いながら、年金制度における国家の役割という観点から制度設計のあり方を研究してきたが、近年の日本やフランスの年金改革の

動向を追うにつれ、年金制度がカバーするリスクとしての「老齡」の意義自体に変容が生じているのではないかという根本的な疑問を抱くに至った。

(2) 従来、社会保険方式の年金制度は、「老齡」のリスクについて少なくとも二つの前提

の上に成り立っていたと考えられる。第一は、保険という性質上、保険事故である「老齢」が個人のコントロールの及ばない不測の事態であること、第二は、単一の支給開始年齢を設定しているということから、「老齢」のリスクの現実化の時点についての個人差が著しくないこと、である。

(3) ところが、近年日本やフランスで行われているさまざまな意味における「個人化」の動きはこうした年金制度の前提を揺るがす可能性があると思われ、本研究ではこの点に着目した。すなわち、年金制度は保険技術を利用して不測のリスクに備えるための制度ではもはやなくなり、何らかの別の意義・目的をもつ制度へと転換しつつあるのではないかとの着想を抱くに至ったため、その観点からの分析を研究課題として設定した。こうした点については、先行業績ではあまり論じられて来なかったが、今後の年金制度のあり方を検討する上で重要な視点を提供するものといえる。

また、フランスの 2003 年年金改革では、仕事の肉体的つらさ (pénibilité) に応じて支給開始年齢を多様化させるなどの方策について検討することが労使に求められた。フランスでは肉体労働者とホワイトカラーとの間で寿命に有意な差異があることから、社会的公正の観点より年金の支給において仕事のつらさを考慮することが求められたのであるが、こうした動きは、各人の属性を捨象して被保険者集団の中に個人を埋没させることにより、一定年齢に達したことをもって全員に定型的な給付を行うという従来の年金保険制度の基本的な仕組みを根本的に変化させうると考えられ、この点についての検討も課題として浮上するに至った。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、比較法的観点から、近年のフランスの年金改革で看取される二つの個人化の動き（個人の選択の自由の保障、被保険者集団の中の個人の再発見）を主に分析し、それを通じて年金制度における「老齢」のリスクおよび被保険者集団内の連帯のあり方を、個人を軸に根本的に見直すことを目的とする。

(2) 具体的には、第一に、これまで研究してきたフランス・日本の年金制度の理解をもとに、近年フランスおよび日本で行われている年金制度における個人化の動きを具体的な制度改正を追うことにより明らかにする。他方で、従来老齢のリスクの実現の時点として捉えられてきた支給開始年齢について、その設定年齢の根拠と社会的背景（平均寿命、雇用情勢等）を調べ、設定された支給開始年齢の意義・合理性等を分析する。

(3) 第二に、近年のフランス年金制度に

おける個人化の動きの根拠となった理念・考えを明らかにする。この点に関しては、フランス・ナント大学のシュピオ教授が提唱している労働と社会保障給付とを結びつける「社会的引き出し権」という概念の検討が手がかりとなると考えられ、この権利が提唱されている理論的背景・内容等を明らかにする。

また、「個人の選択の自由」や「労働の自由」の根拠・内容の検討から、従来不測の事故として捉えられてきた「老齢」を位置づけ直し、こうした自由を保障するものとして捉えられ直される年金制度の新たな意義を明らかにする。

(4) 第三に、もうひとつのフランスにおける個人化の動きとしての被保険者集団における個人の再発見について、その根拠となる理念・考えを明らかにする。特に、個人化により希薄になる可能性のある被保険者集団内における連帯と個人ごとの保険数理的公正性との調整をいかにして行うのかという点について、仕事のつらさ以外の要素も含めて検討のための手がかりを得る。

(5) 最後に、以上の検討で得られた示唆を踏まえて、「個人の選択の自由」という観点、および「集団の中の個人」という観点から今後の日本の年金制度のあり方を模索するための手がかりを導き出すことを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、主にフランスおよび日本の年金制度についての文献・資料を渉猟し、それらを分析することによって実施したが、必要に応じて、フランスにおける研究者・実務家へのインタビュー調査も行った。

(2) 具体的には、平成 19 年度は本研究の初年度として、本研究の基礎となる研究を行った。

すなわち、第一に日本およびフランスで近年行われた年金制度における個人化の動きを把握した。この点についてはすでに拙稿「2003 年フランス年金改革と『個人の選択の自由』」法学 68 卷 3 号 (2004 年) 355 頁以下などである程度研究済みではあったが、仕事の肉体的つらさ (pénibilité) に関する考察はまだ行っていなかったため、その点に重点を置いて制度の動き等を理解した。

また、これに先立つ研究として、制度創設当初に「老齢」のリスクはどのように捉えられていたのか、さらにそうしたリスクとしての「老齢」の存在の背景となっている社会的状況（特に平均寿命、雇用状況）についても明らかにした。

こうした作業は主に、文献や議会資料の渉猟によって行ったが、近年の年金制度改革については政策担当者や専門家へのインタビューを実施することにより効率的に改正の

内容・問題状況・理念等の把握ができるものと思われたため、年金についての政策提言を行うフランスの機関「年金方針会議 (Conseil d'orientation des retraites)」へのインタビュー調査を実施した。

(3) 平成 20 年度は、平成 19 年度に行った調査・研究を土台に、主にフランスについて、「個人の選択の自由」を保障することを推進した考え・理念を探った。ここでも、主に議会資料や文献を手がかりに作業を進めていった。

また、平成 20 年度では、仕事の肉体的つらさ (pénibilité) を年金給付に反映させるという動きの根底にある考え・理念を探り、それをさらに一般化して、「被保険者集団」としてひと括りにされている被保険者の個人的属性や職業上の特徴を年金給付においてどのように考慮すべきなのか、異なった属性をもつ被保険者間においてはどのような連帯が機能すべきであるのかという点について研究を行った。こうした研究も、文献や議会資料などを読み解くことで行ったが、それに先立ち現地における資料収集も実施した。

(4) 平成 21 年度は、平成 19・20 年度で蓄積した研究を有機的に結合させて、まとめる作業にあてる。具体的には、これまで調べてきた重要な文献を再度読み直しつつ、フランスでの「老齢」のリスクと年金制度の意義の変容、および被保険者集団において機能すべき連帯のあり方を分析した。

さらにこうしたフランスに関する分析をもとに、フランスと共通する個人化の動きを見せる日本の年金制度について、今後の年金制度のあり方・意義を検討するうえでの示唆を導き出すと同時に、より具体的な課題について判例・学説を分析することで検討を行った。

4. 研究成果

(1) 本研究ではまず、フランスが近年経験した大きな改革である 2003 年年金改革の内容と、その後の動き、特に 2008 年に予定されている定期的見直しにおける課題を検討し、それらについて、「個人の選択の自由」と「仕事の負荷 (pénibilité)」の観点から、掲げられている理念とそれを実現させるための基盤整備の可能性などについて分析を行った。こうした作業により、「個人の選択の自由」や「仕事の負荷」についての「公正」などの理念は、これまでの老齢のリスクのあり方や、保険原理に基づく被保険者間のリスクの分散という社会保険の基盤に少なからず影響を与えるものであるとの分析が得られた。

他方で、そうした理念を実効的に実現させるための基盤として、高齢者雇用政策の重要

性とフランスでの政策の転換についての検討も行い、年金制度と高齢者雇用政策とが密接な関連をもって議論さえるべきことを示した。

(2) つぎに、本研究では、フランスの年金制度における「個人化」や「脱連帯化」の理想的背景とその制度のあり方への影響を検討した。

ここでの研究により、年金制度における「個人化」は、「いつ労働するか」を選択するのが個人の権利であり、労働と社会保障との関係を「社会的引き出し権」という理念で架橋する新たな考えに大いに影響を受けていること、さらに保険数理的中立性という保険原理における正義の観点も影響していることが明らかになった。こうした変化は、年金制度の意義を、「集団での連帯」から「個人の中での所得分配制度」へと捉え直すことを意味すると同時に、今後の年金制度のあり方を左右する重要な転換点となることを明らかにした。

また、仕事のつらさ (pénibilité) の動きから看取される「脱連帯化」の動きについては、社会保険集団を凝集していたリスクに関する「無知のベール」の崩壊をもたらし、これまで社会保険において個性を捨象することによりある意味「平等」に取り扱われていた「個人」の出現を意味するとの分析が得られた。

(3) フランスでは 2010 年の制度見直しに向けて、少子高齢化の進展と経済危機を背景に、公的年金について給付のポイント制や觀念上の拋出建てへの移行が議論されると同時に社会保険における連帯のあり方について再検討を行っている。本研究では、こうした最近の議論も追うと同時に、それらについても本研究で得られた知見からの検討を行った。

また、本研究では、「集団の中の個人」という観点から、日本の企業年金を素材に、集団的利益と個人的利益との衝突と調整についても検討を行った。具体的には、企業年金の受給者減額をめぐるこれまでの裁判例を調査し、従来の裁判例が制度の存続という集団的利益と受給権保護という個人的利益との調整をいかに図っているかを検討した。これまで年金制度においては埋没しがちであった個人の利益は、今後日本でもありうる個人化の動きによって、公的年金においてもより意識されるだろうと予想されるが、今年度の研究ではそうした個人化から派生するより実際的な問題の検討も行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕（計4件）

1. 嵩さやか「フランス年金制度の変容と連帯」日仏法学、査読無、25号、2009年、155-180頁
2. 嵩さやか「企業年金の受給者減額をめぐる裁判例」ジュリスト、査読無、1379号、2009年、28-35頁
3. 嵩さやか「フランス年金制度の現状と課題」世界の労働、査読無、58巻3号、2008年、38-48頁
4. 嵩さやか「フランス年金制度の現状と展望」海外社会保障研究、査読無、161号、2007年、37-49頁

〔学会発表〕（計1件）

1. 嵩さやか「フランス年金制度の変容と連帯」日仏法学会、2008年2月16日、東京

6. 研究組織

(1) 研究代表者

嵩 さやか (DAKE SAYAKA)
東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：00302646

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし